

## 廃止届出書

年 月 日

船橋市長 へ

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、  
その代表者の氏名  
電話番号

特定施設等を廃止したので、

- 船橋市環境保全条例
- 第23条 (ばい煙)
  - 第34条 (粉じん)
  - 第46条 (水質汚濁)
  - 第59条 (地盤沈下)
  - 第72条 (騒音)
  - 第84条 (振動)
- の規定により、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※整理番号	
工場等の所在地	船橋市	※受理年月日	
廃止年月日		※施設番号	
廃止の理由		※備考	
特定施設等の区分	特定施設等の種類	規模	工場等における施設番号
<input type="checkbox"/> 特定施設 <input type="checkbox"/> ばい煙 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 水質汚濁 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 揚水施設			

届出担当者の所属・氏名

電話番号

**備考**

- 1 特定施設等の区分の欄には、特定施設（ばい煙・粉じん・水質汚濁・騒音・振動）、揚水施設、特定作業（騒音・振動）の区分を記載してください。
- 2 特定施設等の種類の欄には、船橋市環境保全条例施行規則別表に掲げる番号および施設の種類を記載してください。